

# 轟小学校いじめ防止基本方針

湧水町立轟小学校

<p><b>社会の要請・法制定の意義</b></p> <p>いじめ問題への対応は、いじめだけに特化するものでなく、子どもも大人も、人々が生きるにあたっての直面する課題である。</p> <p>いじめの止まりやすい国であるかどうかは、その国の教育力と国民の成熟度の指標となる。</p> <p>日常生活の仕組や行為への私的責任領域とそれを補う法制定による公的責任領域が必要である。</p>	<p><b>学校教育目標</b></p> <p>主体的に学び 心豊かで たくましく ふるさとを大切に する轟の子どもを育成する</p> <p><b>目指す子ども像</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・やさしい子ども（徳）</li> <li>・かしこい子ども（知）</li> <li>・たくましい子ども（体）</li> </ul>	<p><b>本校の実態</b></p> <p>明治11年9月創立の歴史と伝統に立ち、これを創造的に継承し、激動する社会に対応できる豊かな心を持ち、たくましく生きる児童の育成を図るとともに、地域に根ざした特色と魅力に満ちた学校の創造に努める。</p> <p>いじめについては現在確認されていないが問題意識をもって取り組んでいる。</p>
<p><b>いじめ防止法による基本方針策定及び組織編成規定</b></p> <p>【第13条】学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。</p> <p>【第23条】学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。</p>	<p><b>いじめ防止に関する基本的な考え方・理念</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我々は、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるという認識のもと、一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。</li> <li>○ いじめは絶対に許されない行為である。</li> <li>○ いじめ防止の根本は、校長をはじめとする教職員のいじめ問題の認識及びそれに対する姿勢にある。</li> <li>○ 少人数の良さを生かしてアンテナを常に高くし、児童の様子の変化に耳を傾け、全職員で問題解決に取り組む。</li> </ul>	<p><b>いじめ問題に対する基本認識</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめは、どの学校でもどの子どもにも起こりうる。</li> <li>○ まだ気付いていないいじめがある。</li> <li>○ ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている。</li> <li>○ いじめを1件でも多く察知・発見し、1件でも多く解決する。</li> </ul>

<p><b>家庭・地域との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P T A</li> <li>・ 地区青少年育成会議</li> <li>・ 民生委員</li> <li>・ 学校評議員</li> </ul>	<p><b>轟小学校いじめ対策委員会</b></p> <p>本会は、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報交換会【校長、教頭、生徒指導主任、学級担任、養護教諭、他職員】</li> <li>2 事案に応じ、その他必要に応じた関係者を加えた会</li> <li>3 地域の関係者、第三者を加えた会【1に加え、学校評議員、民生委員、公民館長、PTA役員】（学期1回）</li> <li>4 専門家等を加えた会【3に加え、スクールカウンセラー（いじめ相談員）】（原則年1回）</li> </ol>	<p><b>関係機関との連携等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ問題対策支援室</li> <li>・ 警察</li> <li>・ 町福祉課</li> <li>・ 県中央児童相談所</li> </ul>
---	--	--

<p><b>【いじめの防止】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員の取組・・・ 確実な実態把握（随時相談、日記による把握）教育相談体制の充実</li> <li>・ 児童生徒の取組・・・ いじめ防止標語・ポスターの作成、いじめ根絶宣言の共通実践</li> <li>・ 保護者の取組・・・ 学校・担任との密接な連携、家庭学習の見届け、学級PTAでの話し合い</li> <li>・ 地域の取組・・・ 公民館組織との連携（見守り、声かけ、情報提供）</li> </ul> <p><b>【いじめの早期発見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員の取組・・・ 全職員での事例の共有化、早急な事実関係の聞き取り</li> <li>・ 児童生徒の取組・・・ 教育相談できる環境づくり、日記の日常化</li> <li>・ 保護者の取組・・・ 随時教育相談の実施</li> <li>・ 地域の取組・・・ 情報提供、見守り</li> </ul> <p><b>【いじめに対する措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員の取組・・・ 全職員での事例の随時共有化、解決のための全体指導体制の構築、保護者との連携</li> <li>・ 児童生徒の取組・・・ 道徳等を通じたいじめ問題への考え方のアプローチ</li> <li>・ 保護者の取組・・・ 発生意象の把握と家庭でのいじめに対する見方の取組</li> <li>・ 地域の取組・・・ 情報提供、声かけ、見守りの重点化</li> </ul>	<p><b>教職員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導部会・教育相談</li> <li>・ 職員研修（校内、校外）</li> </ul> <p><b>児童生徒</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒会（児童会）</li> <li>・ 児童生徒会いじめ対策会議</li> </ul> <p><b>保護者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業参観・PTA総会</li> </ul> <p><b>町</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ問題対策支援室相談員</li> <li>・ SSW</li> </ul> <p><b>県</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校ネットパトロール・SC</li> </ul> <p><b>資料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ対策必携</li> <li>・ いじめ問題対応の手引き</li> <li>・ いじめ対策リーフレット他</li> </ul>
--	--

**【年間計画】**

月	月目標	取組・評価	実態調査	道徳・特別活動・各教科	児童生徒自主的取組	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	学級のきまりや目標を明確に示す	年間及1学期活動計画検討・取組チェックリストの確認	学校いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間の実施」	1年生を迎える会	各教科における指導計画の確認	家庭訪問	学校基本方針の確認 生徒指導事例研修
5	いじめ防止の基本的な考え方を理解する	チェックリストによる評価（毎月）		総合的な学習の時間を活用したネットいじめ対応				いじめ防止対策
6	児童の状況を把握し適切な対応をする	チェックリストによる評価			人権集会			いじめ発生時対応 生徒指導力向上研修
7	夏休みの過ごし方について指導する	夏休み前指導 学校評価 いじめ防止対策委員会	学校評価 学校楽しい〜と			学級PTA		1学期取組振り返り
8	2学期に向けて人間関係や心理状態を把握する	県人権月間取組	もやもやアンケート 8月出校日に実施				教育相談	いじめ問題に関する 職員研修
9	いじめ問題を考える週間を通して全員問題意識を持つ	湧水町いじめ防止啓発 強調月間	県いじめアンケート 県携帯利用調査	「いじめ問題を考える週間の実施」授業参観		学級PTA		ネットいじめ対応策
10	学級の人間関係を把握し適切な対応を行う							
11	児童の状況を把握し適切な対応をする	学校評価	学校楽しい〜と	総合的な学習の時間を活用したネットいじめ対応	人権集会		教育相談	
12	人権週間を通して相手の立場になって考える心を育む	冬休み前指導 県人権週間取組 いじめ防止対策委員会	学校評価による実態把握			学級PTA		2学期取組振り返り 次年度に向けての見直し
1	3学期に向けて人間関係や心理状態を把握する		県いじめアンケート もやもやアンケート	「いじめ問題を考える週間の実施」		人権同和教育学習 (家庭教育学級)		
2	1年間の反省と見直しを行う	学校評価 いじめ防止対策委員会						
3	来年度に向けて体制の見直しを図る	年間反省 卒業前指導・春休み前指導			6年生を送る会	学級PTA		年間取組評価

# いじめ・不登校対策委員会の推進

## 1 構成メンバー

学校長・教頭・生徒指導担当・児童生徒支援加配教員・養護教諭，必要に応じて学級担任

## 2 実施回数

基本的に学期1回（4月・9月・1月），必要があれば不定期に行う。

## 3 話し合いの内容

- ・ 気になる子どもの実態，問題行動等についての共通理解
  - ・ 気になる子どもへの対応・保護者への対応についての共通理解
  - ・ 学校アンケート（学校楽しいーと，SNSチェックシート，いじめアンケート，学期はじめのモヤモヤアンケート）の分析，対応
    - ※ 学期末に，学校生活アンケートの実施
  - ・ SSTの実施
- いじめ・不登校が起きた場合のサポート作り

## 4 具体的な取り組み例

- ① 湧水町いじめ防止基本方針の確認
- ② 年度初め・学期始めに「いじめはゆるさない」という学校の態度を子ども・保護者へ伝える場の設定
- ③ 「しんどい」「つらい」「わからない」などの思いをしっかりと伝える力をつける実践（日記指導，学級活動，朝の会・帰りの会等の工夫）
- ④ 学習に気持ちが向かない・分からない子どもへの補充指導の実施
- ⑤ なかま作り（学級・学校）の取り組み
- ⑥ カウンセリング等の研修の実施
- ⑦ 家庭訪問・教育相談の実施

## 5 いじめ・不登校をなくす基本的な姿勢

- ・ あたたかい人間関係（教職員と子ども，子どもと子ども，教職員と教職員，教職員と保護者，保護者と保護者など）
- ・ 早期発見と即時対応（担任だけでなく，チーム轟で。些細なサインも見逃さない感性と教職員の連携）
- ・ 家庭との連携（家庭訪問・学級通信等）
- ・ 学び続ける教職員（インターネット・スマホ等）